

毎週火・金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百九十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第三項の規定により療養取扱機関の申出の受理があつたとみなされるもの及び同条第五項により当該療養取扱機関の開設者が申し出た都道府県は、次のとおりである。

昭和三十四年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 国民健康保険療養取扱機関の申出の受理
- 国民健康保険医の登録
- 国民健康保険療養取扱機関の申出の一部改正
- 肥料検査の結果
- ◇公告 昭和三十四年度改良普及員資格試験の実施

療養取扱機関名 所在地

大石小児科 倉吉市西仲町二、六四七

森 歯科診療所 鳥取市元鑄物師町

山本医院 西伯郡名和町東坪一、二二六

皆生病院 米子市西福原一、五九八ノ七

同上受理年月日

昭和三十四年六月三〇日

三十四年八月一日

三十四年九月一日

第三十七条第五項の規定による都道府県名 同上受理年月日

兵庫県、岡山県、鳥取県、
兵庫県、岡山県、
鳥取県、
昭和三十四年八月一日

鳥根県、広島県、
岡山県、兵庫県、
山口県、
三十四年九月一日

松田小児科 倉吉市上井二〇四ノ一
フクミツ医院 " 堺町二丁目二三九
" " " " " "

岡山県 " 三十四年九月一日

鳥取県告示第五百九十二号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十八条に規定する国民健康保険医として同法第三十九条第三項の規定により登録を受けたものとみなされるものは、次のとおりである。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年十一月六日

記号一番号	氏名	登録年月日
-------	----	-------

鳥国医 六一八	北島 伸	昭和三十四年七月二日
" 六一九	嶋田 真吾	七月二日
" 六二〇	小谷不二夫	八月一日
" 六二一	難波 昌弘	八月一日

鳥取県告示第五百九十三号
昭和三十四年二月鳥取県告示第九十一号（国民健康保険療養取扱機関の申出について）の一部を次のように改正する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年十一月六日

大谷医院の項を次のように改める。

太谷 医院 八頭郡若桜町大字若桜一九四

東京都 昭和三十四年二月二十七日
広島県 " 九月一日

戸田診療所の項を次のように改める。

戸田診療所 八頭郡那家町大字那家二三五

東京都 " 九月十四日

池本医院の項を次のように改める。

池本 医院 東伯郡赤碕町大字赤碕一、五一五

東京都 " 六月二日

地原歯科医院の項を次のように改める。

地原 歯科医院 鳥取市瓦町二四ノ二〇

兵庫県、岡山県 " 九月一日

渡部歯科医院の項を次のように改める。

渡部 歯科医院 米子市四日市町九四

鳥根県 " 七月十八日

梶谷医院の項を次のように改める。

梶谷 医院 米子市大崎一、四二一

鳥根県 " 七月十日

田中歯科医院の項を次のように改める。

田中 医院 米子市彦名町

鳥根県 " 七月十五日

東京都 " 七月十五日

る検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、左のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及、指導奨励又は実務

三 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関（第一号に規定するものを除く。）において、農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はその通算期間との合計が三年以上に達するもの

四 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による

学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

五 外国にある学校（四の学校を除く。）を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

六 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業若しくは家政に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者とみなす。

試験実施方法

一 受験出願書類受付期限
昭和三十四年十二月十日（十日消印のものは有効）

二 受験出願書類提出先
鳥取市東町一丁目 鳥取県経済部農業改良課

三 試験期日

昭和三十五年一月十九日から二十二日まで
（毎日九時から十六時三十分まで）

四 試験場所

鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

五 試験項目

試験は、筆記試験、実地試験、口述試験に分けて行う。筆記試験は次の必須項目と選択項目について行い、選択項目は次のうち適宜二項目を選定して受験するものとする。

試験の種類	必須項目	選択項目
農業改良普及員資格試験	<ul style="list-style-type: none"> 一 作物及び園芸 二 土壌及び肥料 三 病害虫 四 畜産 五 農機具 六 農業経営 七 農政時事問題 	<ul style="list-style-type: none"> 一 農業気象 二 植物生理 三 家畜生理及び衛生 四 家畜飼養 五 農畜産加工 六 農業簿記 七 林業一般 八 農業土木

生活改良普及員資格試験

<ul style="list-style-type: none"> 一 被服 二 住居 三 食物 四 家庭管理 五 家庭保健衛生 	<ul style="list-style-type: none"> 一 農業一般 二 育児 三 家庭看護 四 家庭物理 五 家庭生物 六 家族関係 七 教育
--	--

六 筆記試験は、新制大学卒業程度で行う。

七 実地試験は、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行う。

八 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

九 出願書類

- 1 受験願書（別記第一号様式）
- 2 履歴書（別記第二号様式）
- 3 写真（最近六カ月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

- 4 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は
検定合格証明書
- 5 受験資格ニイ又はロの職務に従事した期間につき、
受験有資格者であることを証明する書類（別記第三
号様式）
- 6 身体検査書（県立保健所又は官公立病院のものに
限る。）

十 受験手数料

受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。
既納の手数料は、還付しない。

別記第一号様式（日本標準規格B5）

受験願書

収入証紙
ちよう付欄

本籍
現住所

氏(ふりがな)
年月日生 名

選択項目

農業（生活）改良普及員資格試験を受けたいので関係
書類を添えて出願します。

年月日

右
氏

名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

別記第二号様式（用紙和紙）
履歴書

本籍
履歴書

現住所

氏(ふりがな)

年月日生 名

学歴

職歴
賞罰

右のとおり相違ありません。

右
氏

名 ㊦

別記第三号様式

受験資格証明書

職名
氏名

年月日生

- 一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所
- 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 一 教育に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

年月日

所属長 職名

氏

名 ㊦